

- ◆消費者を呼び出して契約させる悪質商法等にご注意!..... 1頁
- ◆しまった!解約したい!と思ったらクーリングオフ..... 4頁

発行  
横須賀市消費生活センター  
横須賀市本町2丁目1番地  
横須賀市立総合福祉会館2階  
電話 046-821-1312  
相談 046-821-1314  
FAX 046-821-1315

## 消費者を呼び出して契約させる悪質商法等にご注意!

悪質な者が不当な利益を得るような社会通念上問題のある商売方法を「悪質商法」と言います。「自分は絶対に騙されないので大丈夫だ。」と想着いても、相手はだましのプロです。甘い言葉や笑顔、時には泣き落としといった巧みな手口で、人の心理に付け込んで高額な契約をさせようとします。今回は、プレゼント欲しさや異性間の感情などを上手く利用して、喫茶店や展示会場や販売店などに消費者を呼び出し、高額な契約をさせる悪質商法等の形態と対処法をご紹介します。

### 1. 催眠商法(SF商法)

#### 事例



街頭で商品の交換券を渡されて店に連れて行かれた。「早い者勝ち」と安価な食料品や日用雑貨品が配られ、我先にと

手を挙げている間に興奮状態となった。「最後は今日一番のお勧め。足の痛みが和らぐ磁気布団80万円が、今日この場限り半額の40万円!」との掛け声に乗ってし

まい、帰りづらい雰囲気もあり、思わず契約してしまった。冷静になってみると、高額過ぎるし、効果も疑わしいと思い、解約を申し出たが、取り合ってもらえない。

#### 手口や特徴

チラシ・くじ・無料の景品などで通行人を誘い、呼び込んだ後に、巧みな話術で雰囲気を盛り上げ、会場にいる人を興奮させて冷静な判断力を失わせてから、高価な商品売りつけるのが、催眠商法(SF商法)の特徴です。

被害者は高齢者が多いのですが、主婦も狙われています。この商法は盛り上げた場

の雰囲気や客や友人と連れ立って来た客の入場を拒む傾向があります。また、空き店舗や空きビルの一室を数日から1カ月という短い期間で借り受けて行われ、一定期間荒稼ぎした後、忽然と姿を消してしまいます。

売り付ける商品は、布団・健康食品・健康機器・調理器具・浄水器・電気治療器・ダイエット食品などが多いです。

## アドバイス

今どき、このような上手い話はありません。この商法は雰囲気や客を武器としているので、会場に行かないことが一番です。後で冷静になって考えて必要ない品と判断した時は、契約日から8日以内ならクーリングオフを行える場合もあります。但し、同一箇所、一定の期間にわたって開催している場合には、特定商取引法の適用除外になることもあるので、注意が必要です。

もしも暴力を振るわれたり、脅迫的な態度を取られたりした場合には、警察に届けましょう。

## 2. アポイントメント商法

### 事例



「旅行に安く行ける会員権が当たった。」という電話があったので出かけて行った。初めの

うちは旅行の話やこの会員権を利用するとどんなに楽しいかなどの雑談をしていたが、話し疲れてきた頃に、「この会員権をあ

げるためには、英会話のDVD教材を買う必要がある。ローンを組めば、1日当たりコーヒー一杯分の支払いで済む。」と盛んに勧められた。長時間にわたり説得され、契約しないと帰れないと思いサインしてしまった。どうしたらよいか。

## 手口や特徴

「プレゼントが当たったので取りに来てほしい。」「あなたは抽選の結果、一万人の中から、安く旅行に行ける会員に選ばれた。」などと相手の自尊心や射幸心をくすぐるような言葉を使い、喫茶店や営業所などに呼び出し、出かけて行った消費者に高額な商品や役務（サービス）を契約させる販売方法です。勧誘員に長時間に亘り商品や役務（サービス）の説明をされ、時には説明が深夜に及ぶこともあります。断りにくい雰囲気になり、早く帰りたいので契約してしまうケースが多く見受けられます。20歳になると未成年者による契約の取消を主張できなくなることや単独でクレジット契約を組めるようになる半面、社会人経験が浅いので契約に不慣れな人が多いことから20～30歳位までの若者が狙われます。

## アドバイス

くどいようですが、上手い話はありません。知らない人に呼び出されても営業所などに行かないことが一番です。

出かけて行っても、要らないものは要らないとハッキリと断りましょう。

また、勧誘員の言うことを鵜呑みにせず、断りにくい雰囲気や飲まれないようにしましょう。アポイントメント商法はクーリングオフが適用できるので、契約書面を受け取った日から8日以内であれば無条件

で解約できます。

勧誘に際して、業者側の不実告知（事実と異なる説明など）や重要事項の故意の不告知により消費者が誤認して行った意思表示は取り消すことができます。また、事業者側に不実告知や威迫（不安にさせる行為）、困惑により消費者のクーリングオフを妨害する行為があった場合に、当該妨害行為により消費者が誤認又は困惑してクーリングオフを行わなかった時は、クーリングオフ期間が延長されます。さらにクーリングオフ期間を過ぎていても、勧誘を受けた消費者が退去したい意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させなかった場合などは、消費者契約法によって契約の取り消しをできることがあります。

### 3. デート商法

#### 事例



お見合いパーティーで知り合った異性に交際してほしいと言われて、すっ

かりその気になっていた。2回目のデートの時に自分が働いている店（宝石店）に遊びに来ないかと誘われた。店に行ってみると売り上げに協力してほしいと言われ、最初はお金がないからと断っていたが、しつこく粘られてクレジットを組んでネックレスの購入契約をしてしまった。どうしたらよいか。

#### 手口や特徴

これは異性に対して抱く好意を利用して商品（貴金属や着物など）を販売する

「デート商法」という販売方法です。出会い系サイト、お見合いパーティー、合コン、電話、街角のアンケート、SNS、電子メールなどでの出会いをきっかけとして、異性の販売員が身分を隠して接近してきます。販売員は相手と何回か会って話やデートをして、相手に感情移入させた後に、業者の販売店に誘い込み、売り上げに協力して欲しいと頼んだり、ねだったりして、商品を購入させるのが手口です。商品は、毛皮・着物・宝石・絵画など高価の物が中心で、「自分がデザインした物」などと言って買わせるケースもあります。

被害者は男女ともに認められますが、販売員が異性であることが心理的にクーリングオフの行使をためらわせる効果があるとも言われています。また、商品を購入した後も自分が騙されているとの自覚がなく、友人などに話した時に初めて気が付く場合もあります。

#### アドバイス

親しく連絡をしてきたり、優しく接してくるのは商品売りたいがためです。見知らぬ異性からの電話やメールには、特に注意してください。

デート商法のほとんどがクーリングオフが適用できる販売方法で契約させているので、多くの場合は契約書面を受け取った日から8日以内であれば解約できます。

但し、クーリングオフをさせないために、クーリングオフ期間内は頻繁に連絡があるのに、8日目を過ぎたら途端に連絡がとれなくなったりすることもあります。また、クーリングオフを申し出ても、あの手この手で引き留める事例もあります。



# しまった! 解約したい! と思ったらクーリング・オフ



## クーリング・オフとは「無条件で契約を解除できる制度」です。

- 訪問販売や電話勧誘販売等では、クーリング・オフ期間内に、書面で事業者申し出れば解除できます。
- 事業者は消費者に対して、損害賠償や違約金の請求はできません。
- 事業者が、クーリング・オフについて、うそを言ったり脅したりして、消費者がクーリング・オフすることを妨害した場合には、期間が過ぎてもクーリング・オフができます。

### ◎契約関係書類の内容はよく確認しましょう。

- 注**
- 工事が終わっていても、期間内であれば、クーリング・オフできます。
  - 化粧品や健康食品などの消耗品は、使った部分はクーリング・オフできません。
  - 乗用自動車、葬儀、飲食、3千円未満の現金取引等はクーリング・オフできません。
  - 通信販売は原則クーリング・オフの適用はありませんが、広告に返品条件が掲載されていない場合は、8日間は契約の解除と送料消費者負担での返品が可能です。

クーリング・オフできる期間は、 契約書面を受け取った日を含めて数えます。	
訪問販売 (自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、 キャッチセールス、アポイントメントセールス)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的 (エステティックサロン、語学教室、家庭教師派遣、 役務提供 (学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	20日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	
業務提供誘引販売 (内職・モニター商法)	

### クーリング・オフ書面 (ハガキの場合) ～書き方例～

〈ハガキ表〉

□□□□-□□□□

□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町  
〇丁目〇番〇号

〇〇〇株式会社  
代表者 殿

〈ハガキ裏〉

申込(契約)日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
商品名 〇〇〇〇〇  
商品価格 〇〇〇〇円  
販売会社名 〇〇〇〇  
担当者名 〇〇〇〇〇

上記日付の申込を撤回  
(または、契約を解除)します。

つきましては、支払済の〇〇万円は、  
直ちに返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所  
氏名

- 必ず書面で、通知します。
- ハガキの表面は、契約した業者の代表者あてにします。
- ハガキの両面をコピーして、保存しましょう。
- ハガキは、郵便局から「特定記録郵便」や「簡易書留」で出しましょう。
- 支払いがクレジットの場合は、クレジット関連会社にも通知します。
- 内**は、代金を支払っている場合や商品を受け取っている場合に記入します。

### クーリング・オフの効力は

- 効力は、クーリング・オフの通知を発信した時点で発生します。期限内に相手に到着していなくてもかまいません。
- 契約ははじめからなかったことになり、未払い代金の支払い義務はなくなり、既払い金の変換を請求できます。
- 商品を既に受け取っている場合には、返還する義務があります。返還換費用は、事業者負担です。

契約した後や、クーリング・オフ期間を過ぎていても、困ったときはあきらめずに、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費生活に関する  
相談窓口のご案内

### 横須賀市消費生活センター (横須賀市にお住まいの方のみ)

相談受付時間：月曜から金曜(年末年始・祝日を除く)  
午前8時30分～午後4時30分  
電話番号：046-821-1314

※土、日、祝日・夜間のご相談は **かながわ中央消費生活センター**

相談受付時間：月曜から金曜(年末年始・祝日を除く)  
午前9時30分～午後7時  
土・日・祝日  
午前9時30分～午後4時30分  
電話番号：045-311-0999